

# 企画競争実施の公示

平成30年12月14日

国土交通省共済組合

近畿地方整備局支部

福井河川国道事務所長

鳴田 博文



次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1 業務概要

### (1) 業務名

国土交通省共済組合近畿地方整備局支部福井河川国道事務所福利厚生施設内における食堂の運営

### (2) 業務内容

国土交通省共済組合近畿地方整備局支部福井河川国道事務所福利厚生施設内における食堂の運営を行う。

### (3) 業務場所

福井県福井市花堂南2-14-7  
近畿地方整備局福井河川国道事務所 5階

### (4) 業務期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲内で経営委託期間を更新し、業務を行うことができる。

なお、業務の開始時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

## 2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿又は東海・北陸地域の競争参加資格を有すること。福井県内に本支店・営業所等を有すること。

また、平成31年4月1日時点において平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿又は東海・北陸地域の認定を受けていること。

(3) 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(5) 国税及び地方税を完納していること。

(6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が

確保される者であること。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 下記3の(3)の説明会に参加した者であること。

### 3 手続等

#### (1) 担当部局

〒918-8015 福井県福井市花堂南2-14-7  
近畿地方整備局福井河川国道事務所 総務課 指導員  
電話 0776-35-2661 ファクシミリ 0776-35-6979

#### (2) 提案要領の交付期間、場所及び方法

平成30年12月14日から平成31年1月7日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで、(1)に同じ。提案要領の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

#### (3) 説明会の日時及び場所等

日時：平成31年1月10日 15時00分～  
場所：近畿地方整備局福井河川国道事務所 食堂（5F）  
説明会への参加は必須とする。

#### (4) 応募申込み

公募に参加を希望する者は、平成31年1月8日16時までに、上記(1)へ電話で申込みを行うこと。

#### (5) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

平成31年1月28日16時までに、上記(1)に持参又は郵送(書留郵便のみとし、左記提出期限必着とする)にて提出すること。

### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記3(1)に同じとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。
- (6) その他の詳細は提案要領による。